

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の強化

高齢者や家族に対する支援のための基盤強化に向けて、地域包括支援センター、介護サービス事業者、社会福祉協議会等との連携体制の構築に努めます。

行政内部においては保健・医療・福祉・教育分野だけでなく、企画・総務部局や地域振興課等とも連携し、体制強化や業務の効率化を図ります。また、高齢者向け住まいの質の確保や適切な介護基盤整備に向けて、県との連携等についても推進していきます。

在宅医療や在宅看取り等のニーズの対応に向けては、地域ケア会議・地域ケア推進会議等における多職種による検討の強化を図ります。

医療計画及び県介護保険事業支援計画の整合性を確保できるよう推進体制の強化を図ります。

さらに、保険給付等の実態把握においては、データ活用にあたって個人情報の取扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備に努めます。

2 計画の点検・評価

(1) 安来市介護保険運営協議会による点検・評価

運営協議会は、委員 18 人以内で組織し、介護保険被保険者の代表者、識見を有する者等で構成し、委員の任期を3年としています。同協議会にて、計画の推進の状況確認・評価・審議・協議等を行います。

(2) 庁内における点検・評価

本計画は、計画期間の最終年度である令和5年度に策定（改定）を行うこととなりますが、策定（改定）作業にあたっては、計画に定めた内容を継続的に点検し、検討していくことが必要です。

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACTION）に基づく進行管理をより一層強化し、常に改善を図ります。

また、庁舎内部署間の連携や調整をこれまで以上に強化し、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

介護保険サービスについては、保険料水準に対応した利用量や供給量だけではなく、利用者が満足する質の高いサービスが提供されているかなど、利用者の意見を取り入れて、総合的な点検を行います。